

# 独立より1960年代半ばまでの インドにおける産業政策と公企業・国有化

立 山 柚 彦

## はじめに

この小論では、独立後のインド政府の産業・外資政策の基本的枠組みを設定した1948年産業政策声明と1956年産業政策決議を中心に、1960年代半ばまでのインド政府の産業政策・国有化政策の展開過程を、国民会議派や大ブルジョアジーの動きに留意しながら、明らかにするとともに、それに伴う国有化の実態と公企業を中心とする公共部門発展の状況にも言及する。

われわれは、ここで対象とする時期を大きく二つに区分する。第1期は、独立（1947年8月）より第1次5ヵ年計画期（1951年4月～1956年3月）までで、民間部門が公共部門との補完関係の下で発展する資本主義メカニズムが形成される時期である。第2期は、第2次5ヵ年計画期（1956年4月～1961年3月）と第3次5ヵ年計画期（1961年4月～1966年3月）である。この時期は、積極的な重化学工業化が推進され、これらの分野を中心とする公共部門の発展はきわめて急速であった。しかし、第3次計画期末期には諸矛盾が顕在化する。

第1～3節は、主として第1期を対象としている。第1節では、1948年産業政策声明以前における国民会議派を中心とする独立後の経済再編構想をめぐる動きと行政レベルでの動き、そして1948年声明と国有化政策を取上げる。第2節では、民間企業に対する政府の規制・統制を規定するとともに産業認可制度の法的根幹となる1951年産業（開発・規制）法、およびその他の経済関係重要法・諸措置に言及する。第3節では、この時期に実施された国有化の諸事例を取上げ分析するとともに、公企業を中心とする公共部門の動

向を簡単に見ておきたい。第4～5節、は主として第2期を対象としている。第4節では、国民会議派による「社会主義型社会」路線の採用、1956年産業政策決議を取上げるとともに、「進歩的」諸措置・統制骨抜き諸措置にも言及する。第5節では、国有化、経営権接収の事例を取上げ分析するとともに、数多くの国有化の取消しが行なわれている点を指摘し、さらに公企業を中心とする公共部門の著しい発展状況について言及する。

なお本稿は、旧稿「インドの企業と国有化問題」（儀我壮一郎編著『現代企業と国有化問題』世界書院、1978年所収）の第1・2節を、新たに資料を追加し、大幅に加筆するとともに再編を行ない、独立の一稿としたものである。

## 第1節 1948年産業政策声明、国有化政策および同声明以前の 経済再編をめぐる動き

### 1 国民会議派を中心とする独立前の経済再編構想と行政レベルの動き

独立達成後の1948年4月6日、インド国民会議派政府の工業・供給省は産業政策声明を発表した。同声明は、その後のインド政府の産業・外資政策の基本的枠組みを設定した。しかし、同声明以前にも、独立達成時にインド経済をどのように再編成するのかがという点について、国民会議派を中心にさまざまな動きが見られた。そこでまず、こうした動きについて、主として伊藤正二氏の論稿<sup>(1)</sup>に依拠しながら簡単に見ておきたい。

国民会議派は、1931年、あいまいなものではあったが、独立後インドの公共部門主導主義の起源とされている「カラチ決議」を採択した。その後、国民会議派は、38年、国民計画委員会を設立するが、それまでに手工業振興政策から大工業優先の積極的開発政策へと方向を固めると同時に、農業・土地所有にかんするラディカルな方針により大衆を把えていった。国民計画委員会は46年までに計8回の会合を開き（内部対立、J. ネルーの逮捕等々による長期の中断を含む）、土地国有化・大工業優先開発・国家統制の範囲拡大が決められたが、国有化対象工業については決着を見なかった。また、外資については、重要産業における国有化等々を決めているが、かなり温健な政策を打出している。<sup>(2)</sup>

国民経済計画委員会は、当時の国民会議派の統一戦線的性格を反映しており、「諸イデオロギーの代表の雑居体」であった。したがって、国民計画委員会の論争・事業は各種の計画案を簇生させることとなり、それぞれの階級・階層の利害を反映して鋭い意見の対立が見られた。その主要な論争点は、国家による産業の所有と統制、独占と外資に対する政策、土地国有化をも含む農業生産関係再編の問題であった。それらの計画案を列挙すると次のとおりである。(i)同委員会の事務総長でありもっともラディカルな論者であった K. T. シャーによる43年の計画案；(ii) M. N. ロイのイニシアティブの下でインド労働連盟によって準備された44年の「人民計画」(iii)はその想定する経済体制において(i)に非常に相似している)；(iii)自給自足村化・手工業を重視する S. N. アガルワルによる44年の「ガンディアン計画」；(iv) J. R. D タータ・G. D. ビルラ等々の代表的大資本家8名の署名による44年の「ボンベイ・プラン」。国民経済計画委員会内部には3つどもえの対立があったと見られる。(iii)に代表される手工業優先派が、(i)と(iv)に譲った形で同委の意見がまとめられた。他方、広範な工業の国有化を主張する者たちが多数派を占めていたにもかかわらず、(iv)は、これに反対し押し通した。<sup>(3)</sup>

行政レベルでは、早くも41年にインド政府の動きが見られ、再建委員会が設置された(43年、総督を長とする強力な再興委員会へ改組)。経済計画化による発展が民族主義諸グループの強い要求となった44年7月、政府は、計画・開発部を設け、その長に「ボンベイ・プラン」の署名者の1人 Sir A. グラールを任命した。46年10月、ネルー中間政府が設立した計画諮問局は、同年12月の報告書で、計画の目的が生活一般の引上げと完全雇用にあり、そのため生産増強と分配の公正化が必要であると、述べている。しかし、国有化については積極的な姿勢を示しているとは言い難い。また、これと前後して、中央・州政府は各種プロジェクトの計画・実施を開始した。47年12月、独立政府の工業・供給省は、46~47年の労働争議高揚、原材料不足、先行き不安による生産の停滞という状況下で、「インドにおける産業発展にかんする会議」を主催した(同会議は「産業休戦会議」として知られている)。同決議のうち、所有・経営の観点からの工業の3分割、外資の積極的役割と規

制の必要性などのように、内容的に48年声明に発展継承されたものも少ない。この会議とはほぼ同じ頃（47年11月）、国民会議派は経済綱領を作成するためネルーを長とする経済綱領委員会を任命した。同委員会は、48年声明が出される直前の48年1月末、全農村の農業・小工業・消費・土地所有の協同組合化、小工業保護、既存大工業・銀行・保険の国有化、政府による基幹産業の新設、インド人による外資の支配、経営代理制度の全廃、私企業利潤の制限等々、広範かつきわめてラディカルな報告書を提出した。しかし、その直後、同報告書に対して実業界と会議派の「実権派」よりの攻撃があり、同年4月、2のような産業政策声明が発表された。<sup>(4)</sup>

なお、産業国有化については、既に48年1月、ネルー首相は、産業諮問委員会に対し「…われわれの政策は、機能している現存の機関を手に入れることではなく、生産性を増大させることにわれわれの力を注ぐことである<sup>(5)</sup>」と述べている。これは、経済綱領委員会の報告書の内容とは異質のものであり、国有化放棄の声明と受取れる。また、S. パテル副首相も、同年2月、次のように述べている。「私の言うことを信じて戴きたい。現在の政府は、いかなる産業についても、国有化を企てるだけの能力も資金も有していない」。<sup>(6)</sup>

## 2 1948年産業政策声明と国有化政策

1948年声明<sup>(7)</sup>では、「現存の富を配分するだけでは、国民にとっていかなる本質的差異もなく、たんに貧困の分配を意味するにすぎない。……すべての可能な手段による生産の継続的増加を指向するものでなければならない（第2項）」との文言から明らかなように、まず、生産増強、「最大限の生産増加」という点が強調されている。さらに、次のように公共部門拡大の原則が打出されている。「国家が産業開発において漸次能動的な役割を広げてゆくべきことについては、疑点のあるはずがない（第3項）」。しかし同時に、同声明は、「国家の機構と財源は、国家をして望ましいと思われるほど広く産業に参加することを不可能にしている」、「適正に指導され規制された民間企業は有益な役割をはたすことになろう」（以上第3項）として、民間部門に対しても産業開発における重要な役割を与えている。こうして、同声明は、第1表から明らかなように、全産業を、第1範疇—中央政府が独占する部門、第

2 範疇—企業の新設については国家がもっぱら責任を負う部門，第3 範疇—民間企業に通常開放された部門，の3 部門に区分した（第4～6 項）。

第1 表 1948年産業政策声明と1956年産業政策決議との比較表

〔1948年声明〕	〔1956年決議〕
第1 範疇 中央政府の独占する部門	中央政府の独占する部門
第2 範疇 企業の新設については国家がもっぱら責任を負う部門	<A表> 企業の新設については国家がもっぱら責任を負う部門
第3 範疇 民間企業に通常開放されているが、重要とされるものは産業（開発・規制）法（1951）により規制される部門	<B表> 国家がしたいに参加していくが、民間企業も活動する部門
残りの全産業	<C表> 民間企業の主導権により開発

（出所）大杉一雄編『インド』アジア経済研究所，1968年，285ページ（Source：R. C. Agrawal, *State Enterprise in India*, 1961, p.104-A）。

これまでの展開からも明らかなように、産業政策について考察する場合国有化問題は最大のポイントの1つであるが、つぎにこの点について見ておこう。同声明は、一般的には、「当分の間、すでに操業をしている政府部門企業は現在の活動を拡充することによって、またそれ以外の分野では、現に操業中の企業単位を接収して運営するよりも新規の企業単位に生産を集中することによって、国家は国富の増加に寄与しうる（第3項）」としている。しかし、同声明は、第1範疇の産業部門との関連において、緊急事態における国防上不可欠なすべての産業の接収権限についてうたっている。第2範疇の産業については、一方では「現存の産業企業体を接収する国家の固有の権利」をうたいながらも、他方では「政府はこれらの分野の現存企業を、向う10年間は発展させることとし……この期間の修了時に、全面的な再検討を行ない、その際の状況に照らして始めて決定を下すこととする」として、国有化の10年間保留、10年後における再検討を明言した（以上第4項）。また、同声明は、万が一国有化が実施された場合についても、民間資本の利益を損なわないように、「国家がある企業単位を接収すべきであると決定したときには、憲法の保障する基本的権利を考慮し公正かつ公平な基準に基づいて補償されよう（第4項）」とうたっている。

以上のような、48年声明におけるインド政府の国有化に対する消極的な姿勢は、土着資本（ことに大財閥）への配慮、と同時に外国資本への配慮によるものであると推察される。外資については、同声明は、一方でインド人による「所有権の過半と事実上の支配権」の掌握を打出すとともに、他方では、その例外を認め、工業におけるその有益性を指摘している（第10項）。外資に対しては比較的寛容な姿勢をとっている。<sup>(8)</sup>

同声明では、このほか、次のような点が注目される。第2範疇産業部門における既存民間企業の「能率的な運営と妥当な限度の拡張のためにあらゆる便益を供与すること（第4項）」；労使協調の確保（第9項）；家内工業・小規模工業の国民経済上の重要な位置づけと、これに対する保護・援助、等々。

以上から明らかなように、1948年産業政策声明は、「ボンベイ・プラン」に近く、「人民計画」や K. T. シャーの計画案とは性格を異にする。また、

それは、国民会議派の同声明直前の「経済綱領委員会報告書」とも性格を異にし、ネルー中間政府の「計画諮問局報告書」やインド独立政府の「産業休戦会議」の諸決議の延長上にあると考えられる。同声明は、大ブルジョアジー主導のブルジョア・地主権力下における「混合経済」の大枠を設定したものである。P.ダットは、重要資源・産業国有化についての国民会議派の政策の変化について次のように述べている。「インド国民会議派の最初の綱領は、すべての基本的に重要な資源と基本的に重要な産業の国有化を考えていた。そのような大規模な国有化は、進歩的再建のためだけでなく、インド経済における外国の支配を排除するためにも絶対必要なことであると考えられていた。しかし、自治領政府が出来てから、この綱領は冷蔵庫のなかにしまい込まれてしまった」<sup>(9)</sup>。また、土地国有化についても、独立後の国民会議派政府は、伊藤氏が指摘しているように、「全体としては地主階級・階層との妥協の道へとすすんでいったのである」<sup>(10)</sup>。こうして、土着資本・外国資本ともにこの声明を好意的に受けとめた<sup>(11)</sup>。同声明に見られるインド政府の基本姿勢は、重化学工業化の準備のための第1次5ヵ年計画にも反映されている。

さらに、同声明の国有化の10年間保留・10年後再検討にかんする条項については、既に49年3月、ネルー首相は、インド商工会議所連盟に対し次のように述べている。「われわれは、一定の基礎的・基幹的諸産業についてさえも、少なくとも10年間あるいはそれ以上の間それらに手を触れないであろうと、述べた。そのことは、われわれが10年後ただちに必ずそれらに手を触れるということを意味していなかった」<sup>(12)</sup>。これは、できるかぎり国有化を回避しようとの意図の表明であり、同条項の実質的な骨抜きにも通ずるものである。なお、50年1月施行の憲法では生産手段の私的所有制が再確認されたが、55年の第4次憲法改正により、5ヵ年計画遂行のため、形式的には厳しい姿勢が打出された。すなわち、国有化への補償に対する不満の裁判所を通じての救済措置を封じ（第31条2項の改正）、補償義務は限定された「収用（acquisition）」、「徴用（requisition）」のみに生じる（第31条2項Aの新たな挿入）とした。しかし、インド側は、この憲法改正が米国の司法審査の原則から英国の議会主権の原則に戻ったに過ぎないこと、これまで補償は十分支払われ

ていること、没収的立法を行なう意図のないことを、明らかにした。事実、ネルー首相は、制憲議会で第31条にかんして補償なしの取用はありえぬことを述べた。<sup>(13)</sup> 後述の、例外的になされたいくつかの国有化の事例からも明らかのように、ほとんどの場合公正な補償が支払われている。

## 第2節 1951年産業（開発・規制）法およびその他の重要経済関係法・諸措置

1948年声明は、通常民間部門に開放された第3範疇の産業のなかにも、「国家的利益の見地から中央政府による計画および規制を必要とする重要な若干の産業がある（第7項）」としている。これに基づいて制定されたのが、1951年産業（開発・規制）法である。<sup>(14)</sup> 同法は、重要産業における既存企業の登録制（第10条）、企業の新設・拡張に対する許可制（第11・13条）、中央政府の企業に対する調査権（第14・15条）・指令権（第16条）、政府の指令を履行できない企業に対する5年以内の経営接收権・経営管理権（第18条A）、さらには特定の製品の供給・分配・価格などの統制権（第18条G）を規定した。ことに16条や18条Aは中央政府に強い権限を与えているのだが、「中央政府は、政府の産業界との良好な関係に重大な支障を来すほどの敵しい、産業界全体よりの批難を招くことを恐れ、経営失策会社に対しドラスティックな措置（とはいえ同法の権限内のものでしかない）をとることをしぶった」<sup>(15)</sup>のである。少なくとも60年代半ばまで第18条Aが適用された企業は少数の経営失策会社でしかなく、またこれらの企業には外国企業は含まれていない。<sup>(16)</sup> また、同法は、これらの規制のための機関として、指定産業企業の開発規制にかんする事項について助言するための中央諮問審議会（第5条）、および個別産業ごとに生産性向上、生産の量・質・価格改善のための開発審議会（第6条）の設置を定めている。中央諮問審議会の委員構成について、大杉編『インド』は、「民間企業者代表が多数を占め、民間資本の意向が反映する傾向があるといわれる」<sup>(17)</sup>と指摘している。

さらに、「産業（開発・規制）法は、認可という手段を通して国家的ベースに基づく工業開発の計画化を促進することを期待された」のであり、同法

は、産業認可制度の法的根幹となった。しかし、「規制の条項を国家計画の全般的枠組みのなかで運用する方法については、何らの方向性も規定されていない<sup>(18)</sup>」。この点が、認可制度の欠陥を生出す大きな原因の1つとなった<sup>(19)</sup>。

48年声明や1951年産業（開発・規制）法に加え、以下の経済立法により、経済統制の土台が形成された。政府に非重要分野への投資を規制し資本発行の条件を審査する広範な権限を与え、資金を開発計画に沿うよう使用させることを目的とした1947年資本発行（統制）法；輸出入管理政策のベースとなった1947年輸出入（管理）法；外国為替取引全般を対象とする1947年外国為替管理法；物資の価格・供給・分配に対する統制を一般的に行なう1955年重要物資法<sup>(20)</sup>。価格決定の点では52年設置された関税委員会の役割も重要であるが、同委員会が同時に産業保護の役割を果たすことは言うまでもない<sup>(21)</sup>。さらに、銀行・保険業における1949年銀行会社法、1950年の保険法改正も忘れてはならない。前者は、国有化され中央銀行となったインド準備銀行（後述）による銀行業に対する強力な統制を目的とするとともに、貸付の健全化、他企業支配防止、重役兼務の禁止等々を規定した。後者も、中央政府による保険業に対する統制を強化するとともに、保険業務の健全化を目的とした<sup>(22)</sup>。

48年声明は開発計画の策定とそのための計画委員会の設置を打出しており（第1項）、50年、計画委員会が設置された。開発計画の財源として租税は重要な意味を持っており、つぎに租税政策について簡単に見ておこう。間接税軽減・直接税負担増という社会的公正の達成を目的とする中間政府による政策は、すぐさま民間企業の投資誘因を増大させるための政策へと変っていった。48年声明では「租税制度は、貯蓄と生産的投資を奨励し、人口の少数部分への富の不当な集中を阻止する必要がある場合に、再検討し再調整されるであろう（第11項）」とうたわれているが、重点は前者へ置かれていくこととなる。53年、経済開発の資金調達のため税制調査委員会が設けられたが、消費税拡大などを打出し、民間投資刺激の方向性が強化された。56年の N. カルドアによる税制改革案は、租税負担の公正に第一義的な重要性を置くものであり、直接税にかんする包括的な改正や総合消費税導入などを提案した。

同提案は採用されたが大幅に修正されており、62年の総合消費税廃止を境にして民間投資優遇、間接税への依存の傾向が強化された。<sup>(23)</sup>

なお、1948年4月、ハイデラバード藩王国の併合によって560余の藩王国のインド市場への統合が完了した。

### 第3節 第1次5ヵ年計画期までの国有化と公共部門

#### 1 第1次5ヵ年計画期までの国有化の実態

前述のとおり、インド政府は民間企業の国有化にはきわめて消極的であったが、実際にはこの時期いくつかの産業と企業が国有化された。これらについて簡単に見ておこう。<sup>(24)</sup>

(1) インド準備銀行 (Reserve Bank of India-RBI) 同行は、1935年に設立されインド政庁の厳しい統制下で中央銀行としての役割を果たしていたが、49年国有化された。国有化の直前には、1株当たり150ルピーの補償を期待するボンベイの比較的少数の株主によって同行が支配されるという資本構造が形成された。補償額は、英国政府によるイングランド銀行株式の取得と同様の原則に立ち、47年3月～48年2月の期間の月平均市場価格に基づいて算定され、118ルピー10アンナとなった。先の株主の期待にまでは達しなかったが、額面100ルピーをかなり上回っている。国有化法によって、全員任命制の14名から構成される中央理事会が設置されたが(旧RBIの理事16名の半数は株主の選挙による)、理事の属する階層は国有化以前とまったく同様のままであった。常勤の総裁と2名の副総裁を除く、中央政府任命理事のほとんどは工業・商業・金融機関関係者であった。1～2名は農業・協同組合関係者であり、1名は通常大蔵省の官僚であった。<sup>(25)</sup> RBIの国有化により、財政・金融政策の基盤が形成された。

(2) インド帝国銀行 (Imperial Bank of India-IBI) 同行はRBIが設立されるまで中央銀行の役割を果たした。同行では資本構造・人事の両面で漸次インド人が外国人に優越するようになっていたが、同行は未だ“Indo-Anglian institution”であった。政府は国有化を望んでいないとの印象を与えていたので、同行所有者のショックは大きかった。同行国有化措置は、RBIが任

命した農村信用調査のための Committee of Direction が農村金融問題に取り組むための最初的手段として同措置を勧告したことに、基づく。1955年5月、インド国立銀行 (State Bank of India-SBI) 法が議会通过し、IBI の事業は7月に SBI へ移管されて、同時に他の小規模な state banks も吸収され一大商業銀行が形成された。政府がこうした措置をとった理由の1つとして、後述の54年12月の議会における「社会主義型社会」にかんする決議に見られるような、インド国民会議派の政治経済的関心を挙げるができる。株主に対する補償はきわめて寛大であった。額面500ルピーの3.53倍の補償がなされた。また、SBI の株式の45%までは民間所有が許されたが、これは、議会外におけるかなりの国有化反対論への譲歩であった。この民間株式は IBI の旧株主へ優先的に配分されることとされたが、実際には当時、民間投資家は同行の株式の8%を所有したに過ぎない (RBI が9割以上を所有)。ところで、補償の点では、旧株主達は、彼らの投資元本に対し16%の利益を取得し続ける (IBI が彼らに支払っていた無税の配当に相当する) よう補償されるべきだとの驚くべき主張を、行なった。もし利率3%の公債でこれを実現するためには、政府は株式の額面価格のほぼ6倍を支払わねばならなかったであろう。H.ヴェンカトスピアは、この点について次のように述べている。

「ここには少なくとも補償要求のタイプの1つの具体的事例があった。IBI 国有化決定とはほぼ同じ頃審議中であった、第4次憲法改正の下での補償条項改正 (前述) の主たる理由は、これ (先の株主の補償要求-立山) を懸念する事態であった。<sup>(26)</sup> 1954年 SBI 法第19条によれば、同行の理事会の構成は次のとおりである。中央政府が任命する1名の会長・1名の副会長、2名以下の専務理事；RBI 以外の株主がその所有株式に応じて選任する2～4名の理事；中央政府が RBI との協議で指名する2～6名の理事；地方理事会の会長を兼ねる7名の理事；RBI が指名する1名の理事；中央政府が指名する1名の理事。『産業認可政策調査委員会報告書 (付録第4巻)』は、中央理事会の構成について次のように述べている。「選任理事を別としても、指名理事や地方理事会の会長は、しばしば、商工業と密接に関係するとともに大財閥と結びついている人物である。そのうえ、RBI 以外の株主は、2～4

名の理事を選任する権利を与えられており、それゆえ彼らの所有株式に比してより大きな代表選出権を有している。また、選任理事にかんするこれらの条項は、大財閥に、何ら十分な投資もせずに、彼らの代表者を理事会へ選任させる機会を与える<sup>(27)</sup>。1956～1966年間のSBI(中期貸付)の民間部門への金融的援助額の割合は95.1%に達しているが、それらに占める大財閥・外国支配会社・「独立大会社」などより構成される「大産業部門」の割合は81%に達しており、他の政府系産業金融機関を大きく凌駕している。これは大財閥(約62%)と外国支配会社(約15%)への金融的援助の集中によるものである<sup>(28)</sup>。こうしたSBIの融資実態は、上記のような中央理事会の構成・実体を反映しているものと考えられよう。また、SBI(中期融資)の外国支配会社への融資割合が他政府系金融機関中群を抜いていることは、SBIが国有化後も“Indo-Anglian institution”の性格を払拭していないことを示すものとも言えよう。

(3) **航空運輸事業** インドの航空運輸事業は、1932年のTata Air-Linesの設立によって事実上の第1歩を踏み出し第2次大戦以後急速に発達したが、補助金の投入にもかかわらず経営状態は悪化していった。航空運輸調査委員会は、航空会社の再編成、営業企業数の削減、補助金の供与を提案した。計画委員会は、最終的には、航空運輸事業の整理統合、運輸能力の改善、国防・洪水・饑饉などに対する航空運輸事業の重要性という点から、国有化を勧告した。こうして、航空運輸事業は53年に国有化され、国内線はIndian Airlines Corporationが、国際線はAir-India International Corporationが引継いだ。業界側は、国有化それじたいには反対ではなく、その補償を問題とした。補償額は株式の市場取引価格ではなく資産評価に基づく「イギリス型」に沿って算定されたが、減価償却は業界にきわめて有利な条件で計算された。また、これら航空会社の航空機は10年以上のものが多かったが、国有化前90日以内の機体・エンジンの分解修理には特別の補償が支払われた。業界にとってきわめて有利な補償のため、補償条件の発表後、航空会社の株価はかなり上昇した。さらに、J.R.D.ターターが国有航空会社の会長に任命された。<sup>(29)</sup>

(4) **ヴィシャカパトナム造船所** この造船所は、1941年、最大の海運業者

であった Scindia Steam Navigation Company (SSNC) によって設立された。同造船所は、戦後、重大な経営困難に直面し、49年には倒産の恐れが生じた。政府は、同造船所を接収するか補償金を供与するかの交渉を受けた。政府は、最終的にはこれを接収することとなった。こうして、52年に設立された Hindustan Shipyard は同造船所を2720万ルピーの価額で接収した。新会社の払込資本4527.2万ルピーの3分の1は旧所有者の SSNC が、3分の2は政府が所有することとなった。<sup>(30)</sup>以前より造船業界は「積極的な国家干渉と援助」を求め続けていたのであり、突然の国有化はともかくとして、同計画を立てたのは SSNC であった。同計画にかんするニュースが最初に発表された時、株式市場は活況を取戻した。<sup>(31)</sup>

(5) Assam Oil Company 同社のこの時期における部分的国有化については第5節1を参照されたい。

以上の国有化事例の社会経済的意義について簡単に見ておきたい。IBI の場合、国有化後の融資実績からすると、農村金融問題への取組みという公式の国有化理由がほとんど生かされていないばかりか、大財閥、外国支配会社への優遇は著しく、国有化の積極的意義を見出すことはできない。航空運輸事業の場合、経営危機に陥った業界全体の諸資本を救済するという側面と同時に、重要産業全体を国家所有・経営の下に置き産業再編・合理化を行なうという積極面もある。ヴィシャカパトナム造船所の場合、経営危機に直面した個別企業救済という側面が前面に出ているが、本節の2に見られる積極面も見落せない。RBI や Assam Oil の国有化については、国立中央銀行の形成や国営石油産業育成へのワン・ステップという積極的意義を見出すことができよう。しかし、後者をも含め、補償の内容、国有化後の役員の構成や経営実績等々から、これらが資本主義的国有化の域を出るものでないことは明らかである。また、これら一連の国有化の評価を行なう際、これらが、1948年産業政策声明に見られるような、特殊インド的なブルジョア的蓄積メカニズムの大枠の下で行なわれている点に留意しなければならないことは言うまでもない。さらに、これらの国有化の政治的役割も見落せない。この時期には、

このほか、電力会社・道路運輸・工場の州有化が行なわれた。道路運輸については、50-51年に州有化が原則として受容られた。しかし、第2次5ヵ年計画期間中、州有化は中断状態となり、民間業者は継続可能な企業を育成するよう援助された。州有化は58年の後半にはついに退けられ、第3次計画については諸州の占める割合は3割に止まった。<sup>(32)</sup>

第2表 政府会社と非政府会社の会社数と払込資本額 (単位：1000万ルピー)

3月末現在	政府会社		非政府会社		計	
	会社数	払込資本	会社数	払込資本	会社数	払込資本
1951	36	26.3(3.4)	28,496	749.1(96.6)	28,532	775.4(100.0)
1956	61	66.0(6.4)	29,813	958.2(93.6)	29,874	1,024.2(100.0)
1961	142	547.0(30.1)	26,002	1,271.5(69.9)	26,149	1,818.5(100.0)
1966	212	1,237.9(40.7)	26,466	1,807.0(59.3)	26,678	3,044.9(100.0)
1971	314	2,064.5(45.7)	30,008	2,449.2(54.3)	30,322	4,513.7(100.0)
1976	651	6,122.3(64.8)	42,614	3,319.4(35.2)	43,265	9,441.7(100.0)
1981	851	10,853.1(73.9)	61,863	3,823.4(26.1)	62,714	14,676.5(100.0)
1982	<sup>(注)</sup> 894	12,879.2(72.2)	71,508	4,960.9(27.8)	72,402	17,840.1(100.0)
1983	943	14,722.5(73.9)	81,960	5,186.4(26.1)	82,903	19,908.9(100.0)
1984	970	16,414.9(74.9)	93,294	5,513.6(25.1)	94,264	21,928.5(100.0)
1985	980	21,492.8(78.6)	106,389	5,838.5(21.4)	107,369	27,331.3(100.0)

[出所] 1951～1966 : The Research and Reference Division, Ministry of Information and Broadcasting, Government of India, *India-A Reference Annual 1967*, pp.180～181; *India-A Reference Annual 1971-72*, p. 205/p.207.

1971～1981 : Hannan Ezekiel ed., *The Economic Times Statistical Survey of the Indian Economy 1984*, Tab 87 (p.96).

1982～1985 : *India-A Reference Annual 1986*, p.296 / p.298.

[注] 原表では394となっているが、明らかに誤りであると考えられるのでこのように訂正した。

## 2 第1次5ヵ年計画期における公共部門の概観

1948年に87.5億ルピーであった公共部門（中央政府・州政府）の生産資本は、51年には約1.4倍の123.6億ルピーへと増大した。<sup>(33)</sup>このような公共部門の拡大は、インド政庁・旧藩王国の公企業が中央・州政府によって接収されたことによるものであった。その後の公共部門の拡大は、前述のように、その基礎を内外民間企業の国有化ではなく新規投資による公企業の新設に求めねばならなかった。そのため年間国家投資は、次のように確実に増加していった。1951-52年21.2億→55-56年48.2億→58-59年85億ルピー。<sup>(34)</sup>また、政府会社の払込資本額の成長と会社全体に占める割合を示している第2表も参照されたい。

1951年の生産資本の構成を見ると、67.7%の鉄道（工場を含む）、18.6%の灌漑設備を中心に、4.3%の通信・放送、4.0%の電力などの社会的間接資本が圧倒的割合を占めており、工場制工業の占める割合はわずか3.6%にすぎなかった。<sup>(35)</sup>工場制工業の比重が小さい点は、第1次5ヵ年計画における公共部門支出額の構成についても同様である。第3表が示すように、鋳工業の占める割合は4.9%でしかなく、しかもそのうちの近代的な組織された鋳工業のそれは2.8%でしかない。しかし、これらの投資は工業分野における公共部門の拠点を築いたと考えられる。とくに、Sindiri Fertilizers & Chemicals Ltd.(51年設立、61年1月 Fertilizer Corporation of India へ改組)のシンドリ肥料工場、Hindustan Steel Ltd.(53年設立)の鉄鋼プロジェクト、Hindustan Machine Tools Ltd.(53年設立)の工作機械工場、政府直営のチッタランジャン機関車製作工場は、前述の国有化による Hindustan Shipyard の造船所とともに、第2次計画以後の重化学工業化の橋頭堡となった。鋳業面では、資源調査が行なわれ、製鉄用石炭の濫掘防止措置がとられた。<sup>(36)</sup>また、アッサム石油会社の部分的国有化の意義については前述のとおりである。<sup>(37)</sup>

第1次5ヵ年計画の課題は、印パ分離による混乱と戦後インフレを解決するとともに資本主義的経済の土台を形成することであった。第3表からも明らかのように、政府は、工業生産を民間企業に委ね、食糧と原綿・ジュート

第3表 第1次～7次5ヵ年計画の公共部門支出<sup>(1)</sup>

	第1次	第2次	第3次
	1951-52~1955-56	1956-57~1960-61	1961-62~1965-66
農業・村落開発	290 (14.8)	549 (11.7)	1,089 (12.7)
灌漑	} 583 (29.8)	430 (9.2)	664 (7.8)
電力		452 (9.7)	1,252 (14.6)
村落・小工業	42 (2.1)	187 (4.0)	241 (2.8)
組織された工鉱業	55 (2.8)	938 (20.1)	1,726 (20.1)
運輸・通信	518 (26.4)	1,261 (27.0)	2,112 (24.6)
社会的サービス, その他	472 (24.1)	855 (18.3)	1,493 (17.4)
	1,960(100.0)	4,672(100.0)	8,577(100.0)

〔出所〕 Tata Services Limited (Department of Economics and Statistics),  
*Statistical Outline 1986-87*, pp.184~185

〔注〕(1) 公共部門支出は、計画プロジェクトへの固定資本投資と経常的経費を含んでいる (*Ibid*, p81)。

(2) 第1次～5次計画の各々の数値は実際値であるが、第6次計画のそれは推定値であり、第7次計画のそれは目標値である(原注)。

(3) 第5次計画は、実際には、当初の予定より1年早く1978-79年度に終わっている (*Ibid*, p81)。

(4) 第6次・第7次計画の部門別支出の数値は、それ以前の計画の数値と比較できるよう再分類してある (*Ibid*, p81)。

などの工業用原料を増産するための大規模灌漑・技術改良などの農業投資、工業開発の基礎である運輸・電力・通信などの社会的間接資本の充実に重点を置いた。第1次5ヵ年計画はこれ以後の重化学工業化への重要な布石となった。

資本主義的経済・再生産構造の土台の形成という点では、金融機構の整備は不可欠である。前出の RBI・SBI とともに、民間資本の工業投資を促進するための公的産業金融機関の設立は、インド資本主義にとってはきわめて重要な意義を有している。1948年、主として工業分野の民間企業に長中期信用を供与す Industrial Finance of India(産業金融公社-IFCI)が設立された。51年、中小企業への貸付を目的とする State Financial Corporations(州融資

(単位：1000万ルピー)

3年間の年次計画 1966-67~1968-69	第4次 1969-70~1973-74	第5次 1974-75~1978-79	第6次 1980-81~1984-85	第7次 1985-86~1989-90
1,107 (16.7)	2,320 (14.7)	4,865 (12.3)	15,235 (13.7)	22,453 (12.5)
471 (7.1)	1,354 (8.6)	3,877 (9.8)	9,123 (8.2)	14,174 (7.9)
1,213 (18.3)	2,931 (18.6)	7,400 (18.8)	18,704 (16.9)	34,793 (19.3)
126 (1.9)	243 (1.5)	592 (1.5)	1,980 (1.8)	2,753 (1.5)
1,510 (22.8)	2,864 (18.2)	8,989 (22.8)	27,667 (25.0)	39,736 (22.1)
1,222 (18.5)	3,080 (19.5)	6,870 (17.4)	17,650 (15.9)	29,443 (16.3)
976 (14.7)	2,987 (18.9)	6,833 (17.3)	20,462 (18.5)	36,648 (20.4)
6,625(100.0)	15,779(100.0)	39,426(100.0)	110,821(100.0)	180,000(100.0)

公社-SFCs)法が議会を通過し、53年のパンジャブ州をかわきりにケララ・オリッサ・ボンベイ・西ベンガルなどの諸州でSFCsが設立され、58年までにその数は12にのぼった。54年末、政府のプロジェクトや重要工業である綿・ジュート工業の近代化へ融資するためのNational Industrial Development Corporation(国家工業開発公社-NIDC)が設立された。55年、小工業へ融資するためのNational Small Industries Corporation(国家小工業公社-NSIC)が設立された。さらに、同年、長中期信用・資本参加などを目的とするIndustrial Credit and Investment Corporation of India(産業信用投資会社-ICICI)が設立された。同社は、形式的にはインド会社法に基づく民間会社であるが、インド政府より多額の無利息資金を借入れており、純然たる民間機関ではない。<sup>(38)</sup>

## 第4節 「社会主義型社会」と1956年産業政策決議

### 1 「社会主義型社会」路線の採用

1948年産業政策声明はその後の情勢の変化とともに一定の修正を必要とするようになり、1956年4月30日、新たに産業政策決議が議会で採択された。<sup>(39)</sup>同決議は、そこでうたわれているように、50年1月26日実施の新インド憲法において宣言されている「国家政策にかんする指導原則」を明確化した54年

12月のインド議会決議を達成するために出されたものとされている（第2～4項）。50年1月の新インド憲法は、社会主義的「福祉国家」の建設を目的とし、国家の経済政策の指導原則を明らかにした。これは、54年12月のインド議会における「インドの経済社会政策の目的は、『社会主義型社会』を建設することでなければならない」との決議により、明確化された。<sup>(40)</sup>55年1月アヴァディで開催された第60回国会議派大会決議も「社会主義型社会」の路線を態認しており、そこでは「社会主義型社会」は次のように捉えられている。①主要な生産手段は社会的所有または社会的管理の下にある；②生産は漸次急速化される；③国富の公正な分配が行なわれる；④10年内に完全雇用を達成するよう漸次雇用を増大させる。<sup>(41)</sup>しかし、アヴァディ決議は民間部門が重要性を持ち続けることも指摘している。このような「社会主義型社会」は、人によってどうにでも解釈でき、いかなる生産関係が支配的な経済社会か不明である。ネルー首相は「社会主義型社会」を「共産主義諸国の伝統的慣行と資本主義諸国のそれとの間の中間の道」という言葉で規定しており、これを本来の社会主義社会だとは捉えていなかった。<sup>(42)</sup>大財閥を中心とする産業界の側もこれに反対しなかった。ターター財閥の総帥 J. R. D. ターターは、TISCO の第8回株主総会でアヴァディ決議を支持して、「大胆な計画化および大規模な開発計画の断固たる執行が不可欠である」と述べている。インド商工会議所連盟事務局長 G. L. バンサルも、「民間部門と社会主義型社会への動きの間には何らの対立もない……社会主義型社会においてすら民間部門の役割は重要であり、増大するであろう」と述べている。<sup>(43)</sup>同決議の強調点は社会変革ではなく生産増強にあったのであり、それは、本質的には「ボンベイ・プラン」に近いものであったと考えられる。

## 2 1956年産業政策決議とその他の諸措置

つぎに、「社会主義型社会」建設のために要請されたとする1956年産業政策決議を取上げよう。それは、次のように、国家の重要産業に対する積極的、主導的参加を打出している。「国家目的としての社会主義型社会の採択と、計画的で急速な発展の必要性とは、基幹的かつ戦略的重要性をもつ、または公益事業的性質を有するすべての諸産業が政府部門におかれるべきことを要

求している。その他の産業で必要不可欠でありかつ現状においては国家のみが提供しうる規模の投資を必要とするものは、これまた政府部門におかれなければならない（第6項）。48年声明においても公共部門拡大の原則が打出されていたが、56年決議のそれはより積極的である。これは、両者の産業区分にも反映している。第1表から明らかなように、56年決議では、企業の新設については国家がもっぱら責任を負う部門（A表）がかなり拡大するとともに、国家が次第に参加していく部門（B表）が新設されている。また、前述のように53年に国有化された航空運輸が中央政府の独占部門に加わっている（以上第6～10項）。さらに、同決議は、「計画の必要またはその他の重要な理由がある場合、A表とB表に掲げられてないいかなる産業をも国家は自由に創設することができる（第12項）」とも述べている。このように56年決議では、48年声明に比して、国家の産業に対する介入が強化されている。しかし、56年決議でも48年声明と同様に、民間部門の発展を抑えようとの姿勢は見られず、国家計画に沿って民間部門をできる限り発展させようとの意図が窺える。たとえば、56年決議は、「インド政府は、一般的にこれら（民間部門—立山）の企業が国家計画の目標と目的に一致する限り、できるだけ自由に発展させるのが望ましいことは認めている（第11項）」と指摘している。また、それぞれA表、B表について、とくに次のように述べている。「既存の民間企業単位の拡張を排除したり、国家的利益が必要とする場合に新規企業単位の設立に当たり国家が民間企業の協力をうける可能性を妨げたりするものではない（第8項）」；「民間企業も、自力か国家の共同参加のいずれかで、この分野において発展の機会をもつ（第9項）」。さらに、この点との関連で次の指摘も見落せない。「産業を別個の範疇に区別したことは、それらを防水区画室に入れておくことを意味するものではない。そこには重複する領域があるのみならず、政府民間両部門が緊密に接合する点も数多くあることは不可避である（第12項）」。

前述のように、48年声明では国有化に対して消極的な姿勢しかとりえず、50年代半ばまでの国有化の事例もきわめて限られていたが、56年決議は、同声明と比較してもまったく後退している。同決議は、既存民間企業の国有化

にはまったく言及していない。48年声明は、前述のように、第2範疇の諸産業について国有化の10年間保留、10年後における再検討をうたっていたが、56年決議はこれについても何ら触れていない。国有化に対するこのような姿勢は、一つには力量を高めつつあった大財閥を中心とする大資本への配慮によるものであることは言うまでもないが、同時に民間外資とその受容れ条件に大きく左右される援助を供与する独占資本主義諸国政府への配慮によるものである。後述のように、第2・3次5ヵ年計画期は外貨不足が深刻化してくる時期であり、独占資本主義諸国よりの民間外資や援助の導入は、インドにとって不可欠であった。こうした配慮は国有化問題に止まらず56年決議の枠組み全体に及んでいるものと推察されるが、とくに国有化に対する政府の姿勢は最大のポイントであろう。なお、外資政策については、同決議は、1949年4月6日の首相外資声明で明示しているの、これを論ずる必要がないとしている（第19項）。同外資声明では、外国企業のインド企業との平等待遇、利潤送金・投資回収の自由等々が打出されている。<sup>(44)</sup>

インド政府は、56年決議において、事実上、国家は重要産業に積極的に参入するが、民間企業の国有化は行なわずむしろその発展を促進させるという基本路線を、明確に打出したものと考えることができる。インドの経済社会政策の目的とされた「社会主義型社会」は、資本主義経済育成のために、国家が総資本家としての役割を強力に打出すとともに、民間資本の役割とその発展が重視される社会である。国家が資本主義経済の発展を先導し、民間部門を補完するのである。56年決議に基づいて立案された第2次5ヵ年計画書は、公共部門と民間部門との補完性・単一性について次のように述べている。「2つの部門は、調和して機能しなければならず、単一の機構の構成部分と見なさるべきである。全体としての計画は、双方の部門における同時的かつ均衡のとれた発展に基づいてはじめて遂行される」<sup>(45)</sup>。また、同計画書は次のように述べている。「社会主義型社会は、何らかの固定的もしくは硬直的な型と見なすべきではない。それは何らかの教義もしくは独断に根ざしていない。各国は、その国じしんの特質や伝統に従って発展しなければならない。経済・社会政策はその時々により歴史的環境に照らして形成されるべきである。

経済がその機能の形態もしくは様式にかんして経験の役割をほとんど認めない硬直的な型もしくは組織となることは、必要でも望ましくもない。また、公共部門の拡大は、意志決定および権限行使の中央集権化を意味するものではない。<sup>(46)</sup>「社会主義型社会」の“不幸な”イメージの払拭を意図していると推察されるこの文章は、同時にこの社会の本質を一定程度明らかにしている。さらに、56年決議の延長上にある第3次5ヵ年計画書も、上記の第2次計画書の文言を引用するとともに、民間部門と公共部門の補完性、前者の活動の余地の大きさを指摘している。<sup>(47)</sup>

さらに、56年決議では、以上のような枠組の下での重工業化、政府部門の拡大、協同組合部門の大規模な建設が「有利な雇用機会の増大ならびに国民大衆の生活水準と労働条件の改善のための経済的基盤を提供する」と位置づけられるとともに、「今日現存する所得と富の不均衡を是正し、私的独占と種々の分野における少数個人の手の中への経済力集中を防止すること」が緊急の課題であるとされている（第6項）。工業化の促進と「社会的公正」の達成という点では、同決議は、家内工業・村落工業・小規模工業の役割の強調とこれへの支援（第13・14項）、そして「各地域間における発展水準の不均衡を漸進的に是正すべき点」の重要性（第15項）を指摘している。なお、同決議は、48年声明とほぼ同様に、「産業平和の維持」の重要性についても指摘している（第17項）

56年産業政策決議発表後、同年5月3日付のカルカッタの *Capital* は「株式市場は産業政策声明を歓迎する」との大見出しを掲げ、ボンベイでは株式価格の積極的反応が見られた。また、インド商工会議所連盟や全インド製造業者協会はこれを批判したが、それはきわめて穏やかなものであった。<sup>(48)</sup>同決議は、公共部門の比重増大による特殊インド的な資本主義的経済メカニズムを設定したものである。決して「非資本主義的発展の道」を志向したのではない。<sup>(49)</sup>その後の政府首脳や財界側の動きからも、この点は明らかである。ネルー首相は、早くも56年5月23日、下院で、民間部門が「果たすべき重要な任務」を持っていることや工場国有化を行なわない旨の発言を行なった。61年1月1日付の *Hindu* によれば、商工業相 Shri L. B. シャストリが、アー

ンドラプラデシュ商工会議所連盟の会合で、政府が生産活動を行なうのは特定の場合に限られる旨の発言を行なった。さらに、ネルー首相は62年5月、インド商工会議所連盟の会合で、「民間企業は、インドでは役に立つものである。民間企業を抑圧することは、まちがっている」と述べた。<sup>(50)</sup>一方、58年3月11日付の *Hindu* によれば、G. D. ビルラは、インド商工会議所連盟の昼食会で、「産業界は自らの利益のために（社会主義型社会を）歓迎すべきである。社会主義は、より多くの富の生産に依拠しなければならない」と述べた。同年3月31日のインド商工会議所連盟の年次総会はインド資本の新たなムードを顕著に物語っており、たとえば次のような発言が見られた。「実業界は政府の社会主義的諸目的と完全に一致しており、…実業界と政府の間には基本的もしくはイデオロギー上の相違はない」；「経済発展の諸問題についてありそうに見えた政府と民間部門とのアプローチの相違は、小さくなり些細な諸問題に限定されてきた」。<sup>(51)</sup>

この時期、生命保険事業の国有化（後述）、税制上の諸改革（前述）、経営代理制度撤廃を目指す1956年会社法、銀行業の経営者の任命・報酬等々を規制するための諸権限を RBI へ与える1956年銀行会社（修正）法など、「進歩的」諸措置がとられた。<sup>(52)</sup>しかし、これらは、「社会主義型」社会の生産第一主義の考え方にも合致している。後述のように（「結びにかえて」）、60年代中葉以後、統制緩和の傾向が明確となるが、この時期にも、たとえば次のような、明らかな統制骨抜き諸措置も見られる。銅鉱業は56年6月、国家の「指定席」とされたのだが、同産業で唯一の活動的な会社である *Indian Copper Corporation* はわざわざ除外された；電力の生産・配給は、1948年電力（供給）法の下で厳しく統制されていたが、1956年電力（供給）修正法によりかなりの自由を回復した；「国家と民間との関係のもっとも精密な判断」基準である石炭は、国有化を免れただけでなく、民間炭鉱は続けて増産を許可された；プランテーション産業は、同調査委員会の遠大な提案にもかかわらず、まったくそのまま放置された。全産業の再編成という当初の計画の多くが続行されなかったのである。<sup>(53)</sup>さらに、第5節1に見られるように、多数の産業の国有化が公式に断念されることとなった。

## 第5節 第2・3次5カ年計画期における国有化と公共部門の発展

### 1 第2・3次5カ年計画期における国有化の実態

インド政府は、第2・3次5カ年計画期にエネルギー・鉄鋼・機械・化学・肥料など重化学工業の開発を中心に公共部門拡大政策を打出した。1956年産業政策決議からも明らかなように、これらの産業を中心とする公共部門の拡大は、主として、民間企業の国有化によるものではなく、公企業の新設によるものである。次のように、当初の国有化の予定がその後公式に取消された例も少なくない。57年5月、茶産業は政府の国有化取消しの意図を再確認された；58年初期における道路運輸（前述）；59年4月の蔵相による銀行；59年9月の運輸通信相による道路運輸（再度）；59年9月の首相による工業一般；59年8月の蔵相による一般保険；59年8月の歳入・民生支出相による銀行業（再度）；59年10月の鉄鋼・鉱山・燃料相による石炭；60年3月の一般保険（再度）<sup>(54)</sup>。以上からも明らかなように、56年9月の生命保険公社法（56年1月生命保険国有化条例）による民間生命保険会社の吸収合併以来、69年の商業銀行国有化をかわきりとする「国有化の時代」まで顕著な国有化の事例は見出せない。しかし、生保以外にもいくつかの事例もあるので、生保を含め各々について簡単に見ておきたい。なお、以下の事例に加え Mazagon Dock, Garden Reach Work-shop(1960), Hindustan Shipyard(1961) も国有化された。

(1) **生命保険事業** 生命保険は、インドの中産階級にとって、所得税減税措置の恩典もあり、手堅な貯蓄手段として普及していた。生命保険会社は群小企業乱立気味で経営状態は悪く、1944～54年間に25社が破産し、ほぼ同数の会社が他の会社によって吸収された。しかも、ダルミア財閥の生命保険資金不正使用事件（ダルミアが彼の生命保険会社の資金を彼の「産業帝国」のために使用）が明るみに出た。経済開発資金の財源を求めているインド政府は、生命保険会社の国有化によって、保険事業の経営を合理化するとともに、その膨大な資金を資本市場育成のために利用する計画を立てた。56年1月、

生命保険国有化条例が公布され、同年9月、生命保険公社 (Life Insurance Corporation-LIC)法により、245社 (うち外国会社8) が吸収合併され LIC が設立された。<sup>(55)</sup> 生命保険事業国有化決定は、48年産業政策声明以来のその種の決定のうち最初の重要な決定であり、IBI の国有化決定以上に重要である。それは、「広範囲にわたり確固不動の地位を築いている完全な民間企業」をもっとも直撃した。保険業界の大立者達の反応は激しかった。それは、生保業における所有権の喪失のためばかりでなく、その決定が第2次5ヵ年計画下で現われてくる経済制度の性格を示していると考えられたからでもある。<sup>(56)</sup> 補償の方法は、55年1月以前の2年間における年平均配当額の20倍、または年平均配当額の10倍に払込資本を加算したもののどちらかを選択するというものであった。当該期間中に配当がなされていない場合は、〔資産－負債〕が補償額であった。この補償方式に対してインド保険会社協会や関係団体からかなりの不満の声が上がったが、公衆の同情はほとんどなく、保険契約者達は保険の安全性という点から国有化を歓迎した。<sup>(57)</sup> なお、LIC の1956～66年間の投融资実績からすると、生保業の国有化は何ら民間部門へ影響を及ぼしておらず、大財閥・「独立大会社」はとくに優遇されている。<sup>(58)</sup>

(2) コラル金山 コラル金山は悪名高い乱掘地域であり資源が涸渇しつつあったので、マイソール州国民会議派は独立以前より同金山の接管を公約しており、56年、同金山は州有化された。中央政府は、これに賛成していなかったが、政治的諸要因に留意せざるをえなかった。同州政府は、技術顧問料として年間40万ルピーを支払って英国企業の Taylor and Sons 社 (経営代理会社) を続けて雇うことを決定した。中央政府は、この外国完全所有企業接管の海外へのインパクトを懸念した。補償については、同社が〔資産額－負債額＋残余の採鉱権〕より得られると期待される利益をベースに800万ドル要求したのに対して、同州政府は175万ドル提示した。中央政府は、前述の第4次憲法改正によって新たに得られた憲法上の権限により、補償の「公正」を確保するため、これに干渉することを決定した。56年4月、ニューデリーである会議が招集されたが、中央政府は、そこで同州政府に「公正な補償」の必要性を印象づけた。同問題を検討するために設置された委員会は、

同社の株式の市場価格に基づく補償がこの場合の最善の補償方法であるとの報告を、行なった。この結果、補償額は238万ドルとなった。最終的な補償額は、コラルール・グループの総支配人が公正かつ合理的と考えた額であった。<sup>(59)</sup>以上の経緯より、第4次憲法改正における政府の真の意図や外資に対する配慮が読み取れる。

(3) 経営失策企業に対する産業（開発・規制）法第18条Aの適用 63年までに、Mewar Textile Mill(1960)・Model Mills Ltd.・Hathisingh Mfg. Co, Ltd.・Sugauli Sugar Works Pvt. Ltd.・India Electrical Works(1960) や Jessop & Co.(1958. 同社の経営接収に至る経緯やその後の国有化などをも含め、その詳細について(4)を参照されたい) など、4織物工場・1砂糖工場・2機械会社、同法により経営権を接収された。そして、3織物工場・2砂糖工場が、同法第15条に従って調査中であった。なお、以前に接収された1砂糖工場は所有者へ返還された。中央政府により経営接収のための調査委員会が任命されたが、その委員長には New Swadeshi Mills の経営者が任命された。また、雇用不安にさらされている被使用者や公益に注意を払う州政府に加え、旧経営者も、その調査を請願したりそそのかしたりすることができるのである。<sup>(60)</sup>こうした点には問題があると考えられる。さらに、India United Mill の経営権接収を含め、66年頃までに12の産業体が接収された。これらの企業は政府によって効率的に経営されてきており、それゆえ生産・雇用上の損失をもたらす休業を防止してきているというのが、大多数の意見であった。<sup>(61)</sup>

(4) Jessop & Co. Ltd. 同社は、接収企業中例外的な存在であり、カルカッタの名声高く伝統ある指導的な重機械会社であった。しかし、悪名高いH.ムンドラが、大攻勢をかけ同社を取得したが、経営に失敗した。58年5月、政府は、同社の経営権を接収した。産業（開発・規制）法第18条Aの下で、同社に対する政府による経営管理の期限は、おりおり延長されたが、最終的な延長期限は67年5月で切れることとなっていた。そこで、政府は、同社の国民経済および国防上の重要性という観点から、株主より株式の過半数を購入することを決定した。65年8月18日、多数の会社・個人との間で、112万3,000株購入のための協定が締結された。株式価格の決定は、双方が合

意した元最高裁判事である調停者が行なうこととなった。彼は同価格を65年8月18日の市場価格と1株当たり25ルピーのうちの低い方と決定したが、同日のカルカッタ証券取引所の同株の終り値は25.62ルピーであった。<sup>(62)</sup>

(5) **Metal Corporation of India Ltd. (MCI)** 65年、同社は法令により国有化され、同法令は後に1965年 MCI (企業接収)法へ転換された。しかし、同法は、最高裁により補償が不十分だとして、違憲とされた。その後、1966年 MCI (企業接収)法通過により事態は解決され、同事業は政府会社 **Hindustan Zinc Ltd.** へ譲渡された。しかし、旧所有者達は、補償について過大な要求をし、多数の請願書を提出し続けた。そこで、議会は、最終的には、補償条項にかんする最高裁の反対を抑えるため1976年 MCI(国有化および種々の条項)法を通過させた。政府は、同社が財務上の困難を克服できなかったため、やむをえずこれを接収した。当時の鉄鋼・鉱山相 S.レディは、上院で、それは社会主義的な措置ではなく、政府はいかなる時にも同社を接収したいとの姿勢を示したことはない、述べた。<sup>(63)</sup>

(6) **Assam Oil Company** 英国の **Burmah Oil Co. Ltd.(BOC)**の子会社である同社は、53年にナホルカティヤで新油田を発見したが、55年同地近くの800平方マイルに及ぶ20年間の試掘権取得と引換えに、インド政府が3分の1の所有権を有するインド法人会社となった。同社は、56年にもモランで新油田を発見した。BOC はこれらの油田からの独占的な原油生産権、精製・販売権を主張したが、インド政府は精製・販売を原油生産から切離し国家所有にしたいと考えた。最終的には、インド政府の主張が通った形で、59年 **Oil India Ltd.(OIL)**が設立された。OIL は **Assam Oil** から先の油田の資産と経営を引継いだ。OIL におけるインド政府と BOC の所有比率は、**Assam Oil** の場合と同様であった。ところが61年の協定により、OIL におけるインド政府と BOC の所有比率は5対5となり、財務担当取締役は前者から選ばれることとなった。これによって、OIL におけるインド政府の地位は上昇し、インド政府の産業・外資政策の原則に一歩近づいた。しかし、次のように、BOC の得た利益も大きい。①探鉱認可・採掘権の拡大；②株式資本への9～13%の利益(税引後)保証；③国営製油所の必要性を満した残りの原油

の Assam Oil の製油所への供給；④ BOC 側からの専務取締役の専任。<sup>(64)</sup>

以上の国有化・経営権接収の諸事例の社会経済的意義について簡単に見ておきたい。MCI の場合、個別企業救済的性格が強い。Jessop をも含め経営失策企業の無償での経営権接収は、生産・雇用の確保という点から積極的に評価することができよう。また、Jessop の経営権接収に引続いての、その重要性に鑑みての国有化も、一定の評価を与えることはできよう。しかし、産業（開発・規制）法第18条Aの下での接収期間は最大限15年間可能であり、この条項を生かすことができればただちに有償の国有化に踏切る必要はなかったわけである。生命保険事業については、不振の業界全体の諸資本を救済するという側面と同時に、保険業界の再編、合理化を図り保険契約者達を保護するとともに、経済開発資金を調達し資本市場を育成するという積極的側面を有していると、言えよう。コラル金山の場合も、資源保護という積極的意義を有している。積極的意義を有する国有・国営化についても、補償や国有・国営化後の経営などの諸条件を考慮すると、その資本主義的特質は明らかである。以上の国有化・国営化は「社会主義型社会」という特殊資本主義的蓄積メカニズムの下で行なわれており、これらが国民会議派にとり一定の政治的意味をもっている点を見落してはならないことは、前期と同様である。

## 2 第2・3次5ヵ年計画期における公共部門発展の概観

第4表から明らかなように、5ヵ年計画における総投資額は第1次336億→第2次683億→第3次1,128億ルピーと急速に増大しているが、公共部門への投資配分率もこの間46%→55%→64%と顕著な伸びを示している。また第5表から明らかなように、国内純資本形成に占める公共部門の割合も60-61年55.4%→65-66年62.1%と大きな伸びを示しているが、とりわけ公企業のそれは同期間に37.2%→47.9%と著しい。国内純生産に占める公共部門の割合は、国内純資本形成の場合に比してずっと小さいが、第6表から明らかなように、50-51年7.5%→55-56年9.9%→60-61年10.7%→65-66年13.2%と順調に伸びている。公企業のそれも、この間3.0%→4.2%→5.2%→6.6%と2倍以上に増大している。公企業の拡大傾向は、インド公企業の支配的形態

である政府会社の成長を示す第2表からも明らかである。全会社の払込資本額に占める政府会社のその割合は、51年3.4%→56年6.4%→61年30.1%→66年40.7%と著しく急速に伸びており、ことに第2次・3次計画期のその伸びは驚異的である。

第4表 第1次～7次5カ年計画における公共部門と民間部門の投資<sup>(1)</sup>

(単位：1000万ルピー)

	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
総投資	3,360	6,831	11,280	22,635	63,751	158,710	322,366
公共部門	1,560 (46.4)	3,731 (54.6)	7,180 (63.7)	13,655 (60.3)	36,703 (57.6)	84,000 (52.9)	154,218 (47.8)
民間部門	1,800 (53.6)	3,100 (45.4)	4,100 (36.3)	8,980 (39.7)	27,048 (42.4)	74,710 (47.1)	168,148 (52.2)

[出所] *Statistical Outline of India 1986-87*, pp.181~183.

[注] (1) 投資は固定資本投資である (*Ibid.* p.181).

(2) 第2次計画までの数値はすべて実際値である。第3次計画の公共部門を除く数値、第4次計画以後のすべての数値は、目標値である (原注)。

小工業を除く工業における公共部門への投資配分率は、第1次計画期にはわずか19%でしかなかったが、第2次・3次計画期には52%・59% (計画ベース) にまで飛躍的に増大している<sup>(65)</sup>。また、第3表が示すように、公共部門支出額に占める「組織された工鉱業」の割合も、第1次2.8%→第2次・3次20.1%と著増している。インフラストラクチャーへの投資と並び工業部門が重視されてきているのである。つぎに、第3次計画期の終り頃の公企業の産業構成を見てみよう。65年3月末における66中央政府商・工企業 (これには6特殊法人 (statutory corporation) と60政府会社が含まれており鉄道・郵便等々の官庁企業は除かれている) への投資額203億7,300万ルピーの産業・業種別割合は、次のとおりである。鉄鋼43.7%、機械17.4%、石油11.8%、化学9.7%、鉱業7.8%、航空・海上運輸5.0%、その他4.6%。<sup>(66)</sup> インド政府の重化学工業重視の姿勢を確認しうる。

民間部門の投資努力に加え、以上のような公共部門の投資努力の結果、第7表が示すように、産業構造が高度化していった。第1次産業 (その9割以上は農業) の占める割合は50-51年55.4%→55-56年53.8%→60-61年50.8

第5表 国内純資本形成と公共部門

(単位：1000万ルピー)

	1960-61	1965-66	1970-71	1975-76	1980-81	1984-85
民間部門	821 (44.6)	1,194 (37.9)	2,765 (54.3)	4,995 (42.5)	11,254 (42.8)	16,868 (44.3)
公共部門	1,021 (55.4)	1,967 (62.1)	2,324 (45.7)	6,748 (57.5)	15,021 (57.2)	21,244 (55.7)
{ 行政部門	335 (18.2)	448 (14.2)	581 (11.4)		3,529 (13.4)	5,309 (13.9)
{ 官庁企業	274 (14.9)	682 (21.5)	720 (14.1)		3,645 (13.9)	5,285 (13.9)
{ その他の公企業	412 (22.3)	837 (26.4)	1,023 (20.1)		7,847 (29.9)	10,650 (27.9)
計	1,842 (100.0)	3,161 (100.0)	5,089 (100.0)	11,743 (100.0)	26,275 (100.0)	38,112 (100.0)

〔出所〕 1960-61~1965-66: Central Statistical Organisation, Department of Statistics, Ministry of Planning, Government of India, *National Accounts Statistics 1960-61~1974-75*, October 1976, p.xxxiv/p.56; Central Statistical Organisation, *Basic Statistics Relating to Indian Economy 1950-51~1975-76*, p.21.

1970-71, 1980-81~1984-85: *National Accounts Statistics* (January 1987), pp.66~67/pp.146~147.

1975-76 : *National Accounts Statistics 1970-71~1975-76*, January 1978, p.25.

%→65-66年42.5%とかなりの減少傾向を示しているのに対し、第2次産業（製造業、建設、電気・ガス・水道）や輸送・通信・商業の占める割合は次のように増加傾向を示している。各々同年に、16.2%→17.4%→19.3%→24.0%；12.4%→13.2%→14.3%→16.3%。いずれも増減の傾向は、第2次計画期以後、ことに第3次計画期に著しい。なお、製造業には村落・小工業に当る「非登録工場」が含まれているが、その割合は減少している（50-51年45.2%→65-66年35.1%）。この間（50-51年→55-56年→60-61年→65-66年）の重要物資の生産は、たとえばつぎのように、増加傾向を示している。完成鋼…104万→130万→339万→451万トン；工作機械…340万→790万→7,000万→2億9,430万ルピー；自動車…1万6,500→2万5,300→5万5,000→7万700台；電動モーター…9万9,000→27万2,000→72万8,000→175万3,000馬

第6表 国内純生産と公共部門

(単位：1000万ルピー)

	1950-51	1955-56	1960-61	1965-66	1970-71	1975-76	1980-81	1984-85
民間部門	8,830 (92.5)	8,990 (90.1)	11,868 (89.3)	18,037 (86.8)	29,524 (85.5)	49,409 (81.4)	84,118 (79.6)	132,560 (75.5)
公共部門	720 (7.52)	990 (9.9)	1,422 (10.7)	2,743 (13.2)	5,007 (14.5)	11,290 (18.6)	21,558 (20.4)	43,016 (24.5)
行政部門	430 (4.5)	570 (5.7)	735 (5.5)	1,367 (6.6)	2,401 (7.0)	4,572 (7.5)	8,349 (7.9)	15,686 (9.0)
官庁企業	{ 290	{ 420	{ 522	{ 890	{ 1,330	{ 2,313	{ 3,830	{ 6,904
その他の公企業	{ (3.0)	{ (4.2)	{ (3.9)	{ (4.3)	{ (3.8)	{ (3.8)	{ (3.6)	{ (3.9)
			165 (1.3)	486 (2.3)	1,276 (3.7)	4,405 (7.3)	9,379 (8.9)	20,426 (11.6)
計	9,550 (100.0)	9,980 (100.0)	13,290 (100.0)	20,780 (100.0)	34,531 (100.0)	60,699 (100.0)	105,676 (100.0)	175,576 (100.0)

〔出所〕 1950-51, 1955-56 : The Research and Reference Division, Ministry of Information and Broadcasting, Government of India, *India-A Reference Annual 1966*, p.150.

1960-61, 1965-66 : Central Statistical Organisation, Department of Statistics, Ministry of Planning, Government of India, *National Accounts Statistics 1960-61~1974-75*, Oct. 1976, p.44.

1970-71, 1980-81,

1984-85 : *National Accounts Statistics 1970-71~1984-85*, Jan. 1987, pp.52~53.

1975-76 : *National Accounts Statistics 1970-71~1975-76*, Jan. 1978, pp.32~33.

力；窒素肥料…9,000→8万→10万1,000→23万2,000トン；セメント…273万→467万→797万→1,082万；石炭…3,280万→3,990万→5,550万→7,030万トン；電力…52億6,600万→87億8,200万→170億3,700万→320億1,000万キロ・ワット・時。<sup>(67)</sup>既して、第2次・3次計画期の増勢は著しい。

また、1964年、通常の開発銀行業務のほかに、同種産業金融機関の機能と活動を調整・補完・統合する中央調整機関、apex institution として、Industrial Development Bank of India(産業開発銀行-IDBI)が設立された。同行は、58年に設立された Refinance Corporation for Industry (産業再融資公社)を吸収合併した。<sup>(68)</sup>

第7表 産業別国内総生産（1960-61年価格に基づく）  
（単位：1000万ルピー）

	1950-51	1955-56	1960-61	1965-66
農業	5,042 (52.6)	5,846 (51.1)	6,751 (48.0)	6,377 (39.2)
林業	140	141	176	243
漁業	48	64	82	96
鉱業	80	101	144	204
第1次産業小計	5,310 (55.4)	6,155 (53.8)	7,153 (50.8)	6,920 (42.5)
製造業	1,112	1,468	1,994	2,837
{ 登録工場	611 (6.3)	823 (7.2)	1,189 (8.5)	1,840 (11.3)
{ 非登録工場	501 (5.2)	645 (5.6)	805 (5.7)	997 (6.1)
建設	416	474	641	903
電気・ガス・水道	30	48	86	161
第2次産業小計	1,558 (16.2)	1,990 (17.4)	2,721 (19.3)	3,901 (24.0)
運輸・倉庫・通信	398 (4.1)	501 (4.4)	687 (4.9)	929 (5.7)
{ 鉄道	187	218	302	394
{ その他の運輸・倉庫	177	236	320	435
{ 通信	34	47	65	100
商業・ホテル・食堂	795	1,004	1,327	1,723
運輸・通信・商業小計	1,193 (12.4)	1,505 (13.2)	2,014 (14.3)	2,652 (16.3)
銀行・保険	78	119	163	227
不動産	480	538	606	668
金融・不動産小計	558 (5.8)	657 (5.7)	769 (6.5)	895 (5.5)
行政・防衛	332 (3.4)	386 (2.8)	538 (3.8)	823 (5.1)
その他のサービス	640	740	876	1,074
{ 教育・研究	102	147	212	324
{ 医療・保険	43	51	68	92
{ その他	495	542	596	658
社会・個人サービス小計	972 (10.1)	1,126 (9.8)	1,414 (10.0)	1,897 (11.7)
合計	9,591	11,433	14,071	16,265

〔出所〕 Basic Statistics Relating to Indian Economy 1950-51~1975-

76, p.14.

〔注〕 括弧内は、各年度全体に占める各産業・業種の割合（％）。

## むすびにかえて

以上から、インド「混合経済」の生成・形成期における産業政策・国有化政策や国有化の実態、公企業発展のおおよその状況が明らかになった。この時期のインド公企業、「混合経済」の特質を明らかにするためには、さらに、民間部門ことに大財閥・大企業の発展と公企業・産業政策などとの関連、公企業と援助・外国民間資本との関連などを押えておく必要がある（この点については別稿を予定している）<sup>(69)</sup>。

第2次・3次5ヵ年計画の下で、重化学工業化が急速に進行したが、1965～66年の凶作を契機に諸矛盾が顕在化することとなった。食糧不足は、63年以後のインフレに拍車をかけ、食糧の大量輸入をもたらした外貨危機を拡大した。また、財政赤字も拡大した。65年の第2次印パ戦争がこうした状況を悪化させたことは言うまでもない。これにより、第4次5ヵ年計画の発足が遅れ、公共部門の投資が減退した。とくに資本財・中間財の成長は著しく鈍化し、経済不況がもたらされた。さらに、経済力集中の問題なども加わり、国民会議派による政治は不安定性を増すこととなった。

1960年代中葉以後60年代末にかけて経済統制緩和の傾向が一段と明確となってきた。産業認可、価格・流通、輸入、資本発行などの面での統制緩和とともに、66年にはルピー切り下げが行なわれた。以上の動きについては、力量を強化しつつあった大財閥を中心とする土着大資本の影響力を無視できないが、金融的従属の下でさらに巨額の援助を求めるインド政府への、独占資本主義諸国、ことに米国政府やその支配下の世界銀行の圧力は、決定的役割を果たした。しかし、この間も、前述のように経済状態は改善されず、さらに67年2月の総選挙における州議会での大敗を契機に国民会議派政治の危機が顕在化することとなる。その対応をめぐる国民会議派は分裂する。与党ガンディー派国民会議派は「貧困追放」の旗印を掲げ、ポピュリスト的なラディカルな一連の政策が続くこととなる。69年の14大商業銀行国有化をかわきりに諸産業・企業の国有・国営化を断行し、次のようないくつかの財閥規制政策が打出された。69年2月の独占・制限的取引行為法（MRTPA—独禁法）；

70年4月の経営代理制度全面廃止；70年2月の新産業認可政策；73年2月の新産業政策決議。さらに、後の二つの政策においては、同時に、「公私共同部門」の設立、そしてそれとの関連で公的産業金融機関による金融的援助を行なっている当該企業への経営参加や、貸付・社債の株式への転換がうたわれている。対外的には、1973年外国為替規制法（FERA）29条が外資の所有規制を打出した。<sup>(70)</sup>しかし、国有・国営化についても、財閥・外資規制政策についても、大きな限界を持っており、しかも前述のようにきわめて政治的色彩の濃いものである。したがって、この時期を「統制再強化」という視角のみでは把えきれないのである。

この間1971年の総選挙を大勝利で乗り切るが、74年、J. P. ナーラーヤンの大衆運動とともに労働争議、農民運動が激化し、ガンディー首相はこれに対し強権でのぞみ、75年、「非常事態宣言」が発せられた。しかし、財閥規制は緩和され、同年21業種における産業認可の自由化が行なわれた。<sup>(71)</sup>その後、77年1月～79年12月のジャナタ政権の時期をも含め、77年、80年、82年の産業政策声明において、つぎつぎと自由化が押し進められていった。その内容は次のとおりである。①認可枠を越えた生産の追認；②自動認可制；③認可取得手続きの簡素化；④MRTPA・FERA 適用企業による認可取得の制限緩和；⑤認可除外品目の拡大。インディラ・ガンディー暗殺後の84年10月、首相となったラディヴ・ガンディーは、自由化路線をいっそう明確に打出した。認可面では、認可取得の大分類化により統制緩和を行なうとともに、エレクトロニクス・繊維・製薬・自動車などごとに、自由化が推進された。<sup>(72)</sup>なお、83年、国産技術開発と輸入技術の効率的吸収を重視した技術政策声明が発表された。

ついで、近年における56年産業政策決議A表における諸産業の民間部門への開放にかんする諸措置を簡単に取上げると、次のとおりである。①第7次5ヵ年計画（84～89年）における電力制策の見直し（電力集約産業・電力産業をはじめとする種々の産業における各会社の専用発電所を、単独または複数の会社で所有できるという方向での）；②85年7月の「国家ハイウェイ制度と民間参加計画」と題する政策声明における、道路建設・料金徴収の民間

部門への開放；③86年5月22日の連邦閣僚委員会による、民間部門航空タクシーサービス発足の提案；④「15ヵ年鉄道会社計画における、部品工場設立・貨車リース・コンテナ倉庫・旅客サービスなどへの民間資本の活用；⑤84年3月23日の議会でのエレクトロニクス庁副長官による、遠隔通信設備製造への民間資本参加を奨励するための政策緩和にかんする声明；⑥ONGC·Oil India による石油掘削への契約ベースでの民間への勧誘（86年3月政策転換）、マンガロール・カナルの2製油所を公私共同部門の形態で設立してもよいとの指示、アッサム州での民間部門小規模製油所の設立を政府が支援してもよいとの報告；⑦民間、協同組合機関による低出力TVターミナル設立提案の、中央政府による受容れ；⑧政府による、外資をも含む民間基金に対する、コンテナターミナル設立・港湾開発の、奨励決定；⑨17の国防生産品目を民間部門に任せたとの、国防省による通知。<sup>(73)</sup>

公企業「改革」の動きについても簡単に見ておこう。ラディヴ首相は、「インド経済近代化のためには公企業の効率化が条件」と見ていたのであり、86年、インド政府は、経営陣更迭・余剰人員削減・個別企業の経営自治権拡大を柱とする「大胆な経営効率化策」を打出した。経営効率の悪い経営陣を一斉に更迭し、インド航空をはじめ一部公企業のトップに民間経済人を起用した。余剰人員を抱えている各企業は退職勧奨案づくりに入った。8月には黒字転換が見込めそうな主要企業の累積赤字を棚上げし政府が肩代りすることを決め、今後は政府の補助なしに各企業の責任で一切運営させることとした。<sup>(74)</sup>87年の公企業にかんする「白書」は、さらにこの「大胆な経営効率化策」をも超える措置を提起している。同「白書」は、クリシュナムルティを長とする委員会が準備した（同氏は SAIL, Maruti Udyog Limited 両社の会長であり、ラディヴ首相の懇請により同委員長に就任）。同「白書」の勧告もしくは主張は、次の8点に及んでいる。(i)財務改革・吸収合併に取り組んでいる公企業は、失敗をし改革後5年を経ても損失を出し続けている場合、閉鎖されるべきである；(ii)公企業を会計監査面で民間部門と同等にするための、会社法修正；(iii)議会の公企業委員会の管轄下にあるすべての政府所有企業を「その他の（国家－立山）機関」という用語から除外し、公企業が健全な企

業原則に基づいて運営され、「国家」それ自体と見なされぬように、憲法12条を修正すること；(iv)議会との関係については、公企業の自治的性格を維持・強化するため、その「自由裁量権」を立法化すること；(v)公企業の業績測定<sup>(75)</sup>の第1の測度は、Food Corporation of India を唯一の例外として、財務上の収益でなければならない。政府は、公企業の全社会的責務に対しては直接に補助金を与え、炭鉱の国有化やそれに匹敵する事業のようなパオニア的<sup>(75)</sup>事業の場合には全ての資本損失を負担すべきである；(vi)事業の性格が民間企業により適しており、国家が戦略的役割を持たない場合、そして他の政策手段の使用によって政府の事業への直接的参入を回避できる領域においては、国家所有を行なうべきではない；(vii)政府は、産業・金融復興局の勧告がなされる場合<sup>(75)</sup>にのみ、産業企業を国有化し、もしくは州政府によるその接收を支援することができる；(viii)競争の条件の下で事業に従事しかつ継続的に損失を出し続けている75公企業のうち40企業については、その競争的領域の民間企業に資金を供与している金融機関に対し、綿密な調査および投資撤退を要求する。これについて報道している新聞によれば、同「白書」は同年8月10～14日頃、既に閣僚委員会で討議されたとのことである。同「白書」の内容は、次の3点にまとめられよう。①既存公企業の閉鎖を初めて打出すとともに、その具体的リストをも提示；②政府・議会との関係で、公企業の経営自主権を拡張し、民間企業と同様の経営原則で運営すべきとの主張；③可能な限り国家（州）所有、国（州）有化を回避すべきとの主張。

88年、インド政府は、労組・労働界や左派を中心とする野党の反対にもかかわらず、極端な経営不振に陥っていたインド国営の二輪・三輪車メーカー Scooters India Ltd.(SIL—政府所有比率75%) を業界最大手の Bajaj Auto Ltd. へ売却する腹を固めた。ラディヴ首相は SIL のケースは「特殊例」と繰り返したが、SIL に続いて州営の Andhra Pradesh Scooters の業界第2位の民間企業への身売りもささやかれ出した。<sup>(76)</sup> SIL の民間への売却決定は、インド国営企業の最初の民営化決定事例であるが、これまで述べてきた公企業「改革」の線上に位置するものと推察される。

外資政策については、すでに1973年 FERA のガイドラインによって輸出

指向型外資や中核産業・複雑な技術を要する産業における外資に対し所有比率の例外措置が認められていたが、76年の同ガイドラインの明確化、77年産業政策声明において、この点がさらに強化・精緻化された。また、後者の内容の一部を制度化する形で、80年、FERA に従う必要もなく外資完全所有も可能な「100%輸出指向企業」制度が設けられた。さらに、77年声明においては、外資所有比率が40%を超えない企業は「内国民待遇」を受けることがうたわれている。<sup>(77)</sup> 81年には石油輸出途上国よりの技術移転を伴わない証券投資的性格の投資が認められ、つづいて81年にもほぼ同様のことが海外在住インド人に対して認められた。なお、78年12月28日、外国企業提携（金融的もしくは技術的）が必要と考えられない産業の例示的リストが明らかにされたが、これについても、一定の条件の下では、政府は技術提携を認める権限を与えられた。外国企業提携については、行政的簡素化が推進された。<sup>(78)</sup> こうして、80年代に入り企業提携件数・外国投資額は、次のように急増していった。79年267→80年526→83年673→86年957件；80年9,630万→83年6億1,870万→86年10億6,960万ルピー。<sup>(79)</sup>

以上、1960年代中葉以後の経済諸政策の推移を、産業政策を中心に見てきた。ほぼ、一貫して経済統制緩和・自由化の傾向が看取される。この傾向が80年代に入り、ことにラディヴ政権の登場により、さらに強まっていったことも、明らかである。A.バグチ・A.ゴーシュ・S.グプタは、85年の論稿の冒頭で次のように述べている。「インド政府が1985年に開始した産業政策は、1966年頃始まった成行きまかせの政策が頂点に達したものである。今日、その政策は、独立独歩という政策の全面的敗北とインドの天賦の財産に基づく成長政策の破棄によって特徴づけられている」。<sup>(80)</sup>

以上のような60年代中葉以後におけるインド政府による政策傾向は、ほぼ同時期以後の工業生産停滞への対応から生じたものと位置づけることもできよう。60年代中葉以後の工業生産停滞の原因については、数多くの研究がなされ研究が続けられている。その主要な原因として、農業需要の停滞、公共部門の停滞、所得分配の悪化による消費需要の停滞、輸入代替の低下等々に加え、政府の規制的な経済政策が挙げられている。<sup>(81)</sup>

しかし、60年代中葉以後における経済統制緩和、自由化というインド政府による政策の特質を分析する場合、インド政府による「経済合理性」の追求という観点のみではきわめて不十分である。次の諸点を考慮する必要がある。まず、大財閥の経済・政治的力の強化と、与党国民会議派・官僚機構に対する彼らの影響力の増大。つぎに、1981年における IMF による新拡大融資制度による50億 SDR 借款問題に代表されるような、米国を中心とする独占資本主義国政府やその下にある世銀グループなどの国際機関による、巨額の援助を楯杆とする、インド政府への圧力。そして、さまざまな面での、彼らの与党・官僚機構への浸透（これら諸国政府や国際機関は、これら諸国の多国籍企業を中心とする資本の利益を代表している）。さらに、大土地所有制の温存。こうしたファクターの相互連関の下で、政策形成が行なわれている。<sup>(82)</sup>

1960年代中葉以後のインドの政策動向および資本主義の構造を適確に把握するためにはそれ以前における資本主義の構造と政策を明らかにし、その異同、連続面、不連続面を押えておく必要がある。

〔注〕

- (1) 伊藤正二「独立前後における経済計画構想の諸系譜」山口博一編『インドの経済政策と諸階層』アジア経済研究所、1975年。
- (2) 同上、3～14頁。
- (3) 同上、14～24頁。
- (4) 同上、24～30頁。伊藤氏は、経済綱領委員会の報告書について「この報告書が、この時期に、どうしてこうもラディカルな形をとったのか（また、会議派のなかで、どのような取扱いをうけたのか）は、謎である」と指摘するとともに、ネルーの政治的役割と S.パテルについて次のように述べている。「48年1月まで、会議派の計画の模索過程において、ネルーは、左派系の諸層をなるべく広く包摂していくという政治的役割を果たした……彼（パテール立山）は、計画の模索過程に直接係わってこなかった。彼は、上に述べた政治的役割をネルーに任し、そして、推論するならば、ネルーの「変節」を予測し、それにかけたのではなからうか（同上論文、29～31頁）」。以下の本文中のネルーの国有化にかんする発言などからすると、ネルーは国民会議派全体の動きを見定めそうした政

- 治的役割を十分意識していたとも考えられよう。31年の「カラチ決議」より48年産業政策声明発表までの、独立後の経済再編にかんする国民会議派を中心とする各種の動きについては、以下も参照。古賀正則「独立前の国民会議派の鉱工業政策と1948年の産業政策にかんする声明」『東洋文化研究所紀要』28（1962年）、171～180頁；伊藤正二「独立後の独占資本の発展と経済的従属」中村平治編『インド現代史の展望』青木書店、1972年、105～109頁；V.B.Singh, *Indian Economy - Yesterday and Today (second enlarged edition)*, People's Publishing House (New Delhi), 1970, pp.50～70; Ignasy Sachs, *Patterns of Public Sector in Underdeveloped Economies*, Asia Publishing House (Bombay), 1964, pp. 111～123; Parmanand Prasad, *Some Economic Problems of Public Enterprises in India*, H.E. Stenfert Kroese N. V. (Leiden), 1957, pp.105～112.
- (5) Michael Kidron, *Foreign Investments in India*, Oxford University Press (London), 1965, p.86.
- (6) Daniel L. Spencer, *India-Mixed Enterprise and Western Business*, Martinus Nijhoff (Hague), 1959, p.49.
- (7) 1948年声明のテキストと訳文は次を利用。V. B. Singh, *op. cit.*, *Appendix A*; 大杉一雄編『インド』アジア経済研究所、1968年、付録Ⅲ。
- (8) この時期の外資政策の展開過程については次を参照。立山柚彦「独立より1960年までのインドの外資政策」『東南アジア研究年報』第24・25合併集（1983年）。
- (9) R. Palme Dutt, *India Today and Tomorrow*, 1955：大形孝平訳『現代インド』岩波書店、1965, 322頁。
- (10) 伊藤、前掲「独立前後における経済計画…」30頁。
- (11) 次を参照。Kidron, *op. cit.*, pp.84～86。同声明に対するインド各界の評価については、次も参照。古賀、前掲論文、194～197頁。なお、古賀氏は同声明を次のように総括している。「48年のこの声明の主要な側面は、戦後の革命的危機に直面して動揺した国民会議派政府が、民族運動の過程で標榜してきた国有化政策を放棄し、基本的にはインドブルジョアジーの認める枠内での国営部門の設立を表明した点にあった（同上、197頁）」。また、伊藤氏は、同声明に始まる一連の措置を、「特殊インドの特徴をもちつつも、本質的にはブルジョア的な資本蓄積メカニズムを設定したもの（伊藤、前掲「独立後の独占資本…」107頁）」と特徴づけている。
- (12) Kidron, *op.cit.*, p.87 (Source : Natarajan, *American Shadow over India* (2nd ed), pp. 60～61).
- (13) 大杉編、前掲書、292～294頁。次も参照。Matthew J. Kust, *Foreign Enterprise in In-*

*dia-Laws & Policies*, University of North Carolina Press (Chapel Hill), 1964, pp.94~98.

こうした厳しい姿勢は, Dwarkadas Shrinavas 対 Sholapur Spinning and Weaving Co. Ltd. 事件・Saghir 対 Uttar Pradesh 事件・Bela Banerjee 対 Bengal 事件・Bengal 対 Subodh Gopal Bose 事件などの一連の訴訟の判決が政府の行為を制限したこと (*Ibid.*, pp. 96~97), およびインド帝国銀行国有化に伴う法外な補償要求の問題(第3節1)に, 基因するものと推察される。

- ⑭ 同法のテキストとしては次を利用。大杉編, 前掲書, 付録V。同法については次を参照。下山英二・佐藤宏共著『インドにおける産業統制と産業許可制度』アジア経済研究所, 1986年。
- ⑮ H. Venkatasubiah, *Indian Economy Since Independence*, Asia Publishing House (Bombay), 1958, p.173.
- ⑯ 第5節1を参照。
- ⑰ 大杉編, 前掲書, 297頁。
- ⑱ Government of India, Department of Industrial Development, Ministry of Industrial Development, Internal Trade and Company Affairs, *Report of the Industrial Licensing Policy Inquiry Committee (Main Report)*, July 1969, p.24 (以下同報告書を *ILPIC Report (Main)* と略記)。産業認可制度については次も参照。下山・佐藤, 前掲書。
- ⑲ 1960年代中葉までの認可制度の運用については次を参照。*ILPIC Report (Main)*。
- ⑳ 各々の詳細については以下を参照。大杉編, 前掲書, 401頁/322~331頁/334~337頁/298~303頁。
- ㉑ 詳細については次を参照。同上, 303~305頁/338~339頁。48年声明では, 関税政策の目的は, 「不当な外国競争を阻止し, 消費者にいわれのない負担を課すことなく国内資源の利用を促進する」ことであるとされている(第11頁)。以上の民間部門に対する政府の統制などについては次も参照。古賀正則「インドの国有部門(1)」『経済学雑誌』第52巻1号(1965年), 34~35頁。
- ㉒ 各々の詳細については次を参照。Venkatasuliah, *op. cit.*, pp.99~110.
- ㉓ 詳細については次を参照。深沢実「財政と資本形成」アジア経済研究所『インドの金融制度(調査研究報告双書17集)』1962年; 山村勝郎「経済開発と低開発国財政」林・柴田・高橋・宮本編『現代国際財政論—現代財政学体系4』有斐閣, 1973年。
- ㉔ 独立以前における鉄道やラジオ放送の国有化については次を参照。Prasad, *op. cit.*, pp. 96~105。また, 独立以前より1950年代中葉までの鉄道の経営・財務および郵便・電信制度については次を参照。R. C. Agrawal, *State Enterprise in India*, Chaitanya

Publishing House (Allahabad), 1961, pp.53~75/pp.76~73.

- ②5 Venkatasubiah, *op. cit.*, p.96. 次も参照。Laxmi Narain, *Indian Economy (Second Revised and Enlarged Edition)*, Shri Prakashan Publishers (Meerut), 1959, pp.441~453.
- ②6 Venkatasubiah, *op. cit.*, pp.97~99. IBIの株式の10%は外国人(ほとんど英国人)によって所有されていた(Kust, *op. cit.*, p.100)。なお、「社会主義型社会」については、第4節1参照。
- ②7 *ILPIC Report (Appendices vol. IV)*, p.125. 次も参照。Narain, *op. cit.*, pp.435~441.
- ②8 *ILPIC Report (Main)*, Table I-A (p.152)。また次も参照。立山「インドの政府系産業金融機関と大財閥(下)『経営と経済』第60巻3号(1980年)。
- ②9 Narain, *op. cit.*, pp.352~353; Kust, *op. cit.*, p.100; Kidron, *op. cit.*, p.134; 古賀, 前掲「インドの国有部門(1)」29~30頁。
- ③0 Agrawal, *op. cit.*, p.135.
- ③1 Spencer, *op. cit.*, p.125.
- ③2 Kidron, *op. cit.*, p.146. この時期の国有化については次も参照。古賀, 前掲「インドの国有部門(1)」29~32頁。
- ③3 Planning Commission, Government of India, *First Five Year Plan*, 1952, p.32.
- ③4 レフコフスキー(森田節男訳)「現代インドにおける国家資本主義発展の基本問題」(レフコフスキー編『東方諸国における国家資本主義』アジア諸国民研究所(モスクワ)1960年)アジア経済研究所, 1962年, 10~11頁。
- ③5 *First Five Year Plan*, p.32
- ③6 次を参照。栗本弘「インドの工業化と国家の役割」『アジア研究』第5巻2号(1958年)第1~3節; 古賀, 前掲「インドの国有部門(1)」28~29頁/32~34頁。
- ③7 1953年, ある地域における石油探査を目的として, インド政府と STANVAC との間で, 前者に著しく不利な形で(たとえば, 所有比率は1:3)合弁企業が設立された。インド側に著しく不利な側面は, 52~53年に設立されたメジャーによる外資完全所有の製油会社によるそれと相まって, 国营石油産業育成の方向性を決定づけたものと推察される。次を参照。立山「インドの石油産業の発展過程における政府と国際独占企業」『経営研究』第27巻3号(1976年9月), 90~93頁; Michael Tanzer, *The Political Economy of International Oil and the Underdeveloped Countries*, Beacon Press (Boston), 1969, pp.223~224; R. Vedavalli, *Private Foreign Investment and Economic Development*, Cambridge University Press, 1976, pp.8~9.
- ③8 IFCI-ICICI-SFCs とその援助実態, その他の特質については次を参照。立山「インド

- の政府系産業金融機関と大財閥(L)(F)』『経営と経済』第60巻1・3号(1980年6・12月)。
- 39) 1956年声明のテキストと訳文は次を利用。Singh, *op. cit.*, Appendix C ; 大杉編, 前掲書, 付録Ⅲ。
- 40) 大杉編 同上書, 282頁。
- 41) Modeste Rubinstein, Non-Capitalist Path for Underdeveloped Countries(1), *New Times*, No.28, 1956, pp.4~5 .
- 42) この点については次を参照。Sachs, *op. cit.*, pp. 126~127.
- 43) Kidron, *op. cit.*, p.129 / p.139.
- 44) 外貨危機や援助・民間外資の導入, そして1949年首相外資声明については次を参照。立山, 前掲「独立より1960年までの……」。また, 60年以後の外資政策の展開過程については次を参照。立山「インドの第3次5ヵ年計画期における外資政策の展開過程」『東南アジア研究年報』第27集(1985年)。
- 45) Planning Commission, Government of India, *Second Five Year Plan*, 1956, p.28. なお, 同計画書は, 民間部門に対する統制の方法について次のように述べている。「民間部門については, 政府政策は, 計画目標実現の促進・助長のため, 財政的諸措置, 認可, そして必要に応じて直接的な物的配分を通して, 民間の意志決定に影響を及ぼすことができる (*Ibid.*, p.28)」。
- 46) *Ibid.*, p.23.
- 47) Planning Commission, Government of India, *Third Five Year Plan*, 1961, p.5 / pp.7~8 .
- 48) Kidron, *op. cit.*, p.141.
- 49) しかし, 同決議は, 「社会主義型社会」という理念の下で, 経済における国家の主導的役割, 公共部門の拡大, さらには「社会的公正」の達成などを打出しており, インドの民族解放運動のエートスに應える一面を持っていたことも否定できない。国民会議派内部の政治的事情, 同派が置かれていた政治的状況を反映している。「国家資本主義を通ずる非資本主義的發展」論については次を参照。立山「低開発国における国家資本」小谷義次編著『国家資本の理論』大月書店, 1974年。
- 50) Asim Chaudhuri, *Private Economic Power in India—A Study in Genesis and Concentration*, People's Publishing House (New Delhi), 1975, pp.154~155.
- 51) *Ibid.*, pp.156~157.
- 52) Kidron, *op. cit.*, pp.136~138.
- 53) *Ibid.*, pp.140~141.

- 54 *Ibid.*, p.147. なお、インドの国有化については次も参照。M.L.Trivedi, *Government and Business*, Multi-Tech Publishing Co. (Bombay), 1980, pp. 423~425 ; Laxmi Narain, *Principles and Practice of Public Enterprise Management*, S. Chand & Company Ltd. (New Delhi), 1982, pp. 71~93 ; D.セン「インドの国有化政策」日本経済調査協議会『インドの経済政策 — 国有化と自由化』1984年, 12~36頁。
- 55 大杉編, 前掲書, 411頁 ; Kust, *op. cit.*, p.101.
- 56 Venkasubiah, *op. cit.*, pp.111~112.
- 57 Kust, *op. cit.*, pp.101~102.
- 58 LIC のこの点およびその他の特質, 機能や援助実績については次を参照。立山, 前掲「インドの政府系産業金融機関…(上)(下)」。
- 59 D. セン, 前掲論文, 16頁 ; Kust, *op. cit.*, p.102. 次も参照。Kidron, *op. cit.*, p.135.
- 60 Kust, *op. cit.*, pp.160~161.
- 61 大杉編, 前掲書, 296頁 ; M.J. Kust, *Supplement to Foreign Enterprise in India—Laws & Policies*, University of North Carolina Press (Chapel Hill), 1966, p.34.
- 62 Kust, *Foreign Enterprise in India*…, p.161; Kust, *Supplement to*……, p.34.
- 63 Narain, *Principles and Practice*……, p.81.
- 64 立山, 前掲「インドの石油産業…」94頁/100頁。
- 65 伊藤, 前掲「独立後の独占資本の発展…」118頁。
- 66 Bureau of Public Enterprises, Department of Cabinet Affairs, Cabinet Secretariat, *Annual Report on the Working of Industrial and Commercial Undertakings of the Central Government for the Year 1964-65*, p.1/p.5.
- 67 The Research and Reference Division, Ministry of Information and Broadcasting, Government of India, *India—A Reference Annual 1971-72*, pp.352~353 ; Central Statistical Organization, Department of Statistics, Ministry of Planning, *Basic Statistics Relating to the Indian Economy 1950-51 to 1975-76*, pp.48~50.
- 68 IDBI については次を参照。立山, 前掲「インドの政府系産業金融機関…(上)(下)」。
- 69 次も参照。立山, 前掲「インドの企業と国有化問題」第3・4節。
- 70 以上については次を参照。伊藤正二「インド工業化の政治経済学」伊藤編著『インドの工業化—岐路に立つハイコスト経済 (アジア工業化シリーズ6)』アジア経済研究所, 1988年, 10~15頁 ; 立山「インド公企業の特質と新局面」儀我壯一郎編著『公企業の国際比較』青木書店, 1982年, 第II~IV節。
- 71 伊藤, 同上, 15~16頁。

- 72) 絵所秀紀「経済政策と経済規制—工業化の政策的・制度的枠組み」伊藤編著、前掲書、46頁。
- 73) Economic Intelligence Service, *The Liberalisation Process, Centre For Monitoring Indian Economy (Bombay), July 1986*, pp.20~23. ⑤・⑥については各々次も参照。“Private Sector is allowed to make phone equipment” *Hindustan Times*, 24 March 1984; *Economic Times*, 26 March 1984;「外資参加で動くインドの油田開発」『日本経済新聞』1988年5月12日。
- 74) 「公営企業を効率化」『日本経済新聞』1986年9月30日。
- 75) “‘White Paper’ on Public Enterprises—closure of losing units recommended”, *Economic Times*, 14 August 1987. 同新聞報道およびインド公企業の現状と問題点については次も参照。石上悦朗「公企業」伊藤正二編著、前掲書。
- 76) 「インド公営企業—初の民間売却で波紋」『日本経済新聞』1988年4月3日。ただし、『インド季報(第20巻1号—1988年6月)』は、ラクノウ工場の売却条件をめぐる Bajaj Auto Ltd. とウッタル・プラデシュ州政府との間に歩み寄りが見られず、この話は流産となりそうであると述べている。しかしたとえこの件が流産したとしても、インド政府による国営企業の民営化決定という「意義」は失われるものではない。また、計画委員会が設置した「国家観光委員会」は、Air India International Corporation と Indian Airlines Corporation の部分的民営化、すなわち、両社を株式会社(現在両社は公共企業体)にし、株式資本の一部を民間に売却すべきであると、勧告した(以上、同誌、13頁)。「民営化」概念の多様性と各国における民営化の問題点については次を参照。儀我壮一郎「現代公企業の新局面」『立教経済学研究』第43巻2号(1989年10月)。
- 77) 立山「インドにおける1973年外国為替規制法と外資少数所有化」『東南アジア研究年報』第30集(1988年12月)20~22頁。
- 78) Economic Intelligence Service, *op. cit.*, pp.109~111.
- 79) Economic Intelligence Service, *Basic Statistics Relating to the Indian Economy Vol 1 : All India*, Centre for Monitoring Indian Economy, August 1987, Tab 21.7/Tab 21.8.
- 80) Amiya Bagchi-Arun Ghosh-Sreemanta Dasgupta, *Industrial Policy and the Economy, Social Scientist*, 148 (September 1985), p.3. 彼らは、政府の産業政策を次の6点にまとめている。(a)輸入政策の自由化による国際競争力の強化;(b)技術輸入の自由化;(c)消費者は消費財について自由な選択権を持つべきであり、したがって生産に対するすべての拘束を除去すべきである;(d)インド産業は、国内市場の狭隘さゆえ、海外市場を開拓すべきであり、したがって海外需要を考慮して発展すべきである;(e)公共部門は、自立すべ

きであり、さもなければ民有化が徐々に死滅させるべきである；(f)疾病産業死滅の承認、疾病を回避するための労働力削減の承認、接收企業の返還 (*Ibid.*, p.3)。

- 61) 次を参照。石上悦朗「インドの対外経済関係と経済自由化の諸問題(H)(F)」『福岡大学商学論叢』第31巻3・4号(1987年3月・9月)；絵所秀紀「インド『工業停滞論争』に関する若干の考察」『アジア経済』第28巻11号，1987年11月。
- 62) 途上諸国のなかで、インドの援助受入額は際立って大きい。たとえば、1977～83年におけるアジアNICs・東南アジア・南アジア・南太平洋諸国への公的開発援助総額446億1,540万ドルの4分の1以上を占めている (*Asian Development Review*, 1987, Vol 5. No 1, Tab I)。また、世銀とその系列下の IDA による1978年までの貸付累積額で見ると、インドは79億381万ドルで世界一であり、第2位のブラジルの2倍以上に達している (*World Bank, Annual Report 1978*, pp.178～179)。
- 63) 前述の A.バクチらの論稿とともに、たとえば次を参照。C.P.Chandrasekhar, Regulatory Policy and Industrial Growth : The World Bank View, *Social Scientist*, 167-168 (April-May 1987); Sanjaya Baru, The Economic and Political Consequences of The Fund-Bank Strategy, *Social Scientist*, 146-147 (July-August 1985)。